

島本町教育委員会 会議録（令和4年第12回 定例会）

日 時	令和4年11月18日（金） 午前9時30分 ～ 午前10時3分
場 所	島本町役場3階 委員会室
出 席 者	中村りか教育長、高岡理恵教育委員、西尾一実教育委員、丸野亨教育委員 （教育こども部）岡本泰三部長、安藤鎌吾次長兼生涯学習課長兼体育館長、 南田篤志次長兼子育て支援課長 （教育総務課）廣井信弥課長、上月健史参事 （教育推進課）佐々木淳平課長、森悠介参事、吉田裕亮参事 （子育て支援課） （生涯学習課）
委 員 及 び 事 務 局 職 員	
欠 席 者	細見知子教育委員
委 員	
議 題	第14号報告 行政手続等における押印等の見直しに伴う関係教育委員会 規則の整備に関する規則の臨時代理について 第15号報告 行政手続等における押印等の見直しに伴う関係教育委員会 規程の整備に関する訓令の臨時代理について 第29号議案 令和4年度教育費補正予算（11月補正）（案）について 第30号議案 令和4年度教育費補正予算（12月補正）（案）について
議 決 事 項	第29号議案、第30号議案
教 育 長 の 報 告 の 要 旨	別紙議事録のとおり
そ の 他	傍聴者2名

教育長

本日、細見教育委員から、島本町教育委員会会議規則第3条第3項の規定に基づき、欠席する旨の届出がありましたので、出席者は4名です。

定数を満たしておりますので、令和4年第12回教育委員会定例会を開会いたします。

お諮りいたします。会議録確認委員は、島本町教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、丸野教育委員に決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、会議録確認委員は、丸野教育委員に決定いたしました。よろしくお願いたします。

それでは、第14号報告「行政手続等における押印等の見直しに伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の臨時代理について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

それでは、第14号報告「行政手続等における押印等の見直しに伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の臨時代理について」、御説明申し上げます。

本案件は、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第12号の「教育委員会規則及びその他教育委員会の定める規則を制定し、又は改廃すること。」に該当しますため、本来でありましたならば、教育委員会の議決を経る必要があったものでございます。しかしながら、関係事務の日程の関係上、教育委員会の議決を経るための時間的余裕がございませんでしたので、教育長に対する事務委任規則第3条第1項前段の規定に基づき、教育長が本案件に係る事務を臨時に代理し、同項後段の規定により、今回報告をさせていただくものであります。

それでは、臨時代理いたしました規則の改正について、御説明いたします。

はじめに、議案資料3ページをお開きください。

議案資料3ページから5ページにかけて掲載しておりますのが、臨時代理いたしました規則改正の改め文でございます。

続いて、議案資料の6ページをお開きください。

まず、改正理由につきましては、教育委員会所管事務に係る行政手

続等における書面規制、押印、対面規制の見直しに伴いまして、関係する教育委員会規則を改正したものでございます。国におきましては、新型コロナウイルス感染症のまん延防止対応を講じる中で、テレワーク等の推進及びデジタル時代に向けた規制・制度の見直し並びにこれらに伴う業務の効率化策の一環としまして、行政手続等における書面主義、押印原則、対面主義の見直しが図られました。各地方公共団体におきましても、同様の取組を積極的に進めるよう、国から助言がなされたことを踏まえまして、町におきましても見直しの取組に向けた事務が進められたものでございます。

改正の概要につきましては、9本の関係教育委員会規則を一括して改正したものでございます。中身としましては、申請書等の各種様式につきまして、これまで申請者に押印を求めていたものを不要としたもの、また、作成した会議録に確認のための署名又は押印を必要としていたものを不要としたものでございます。なお、今回の改正によりまして、教育委員会議の議事録につきましても、本会議分から署名による確認方法から変更するものでございます。具体的な改正内容につきましては、議案資料8ページ以降に掲載しております新旧対照表を御参考願います。

最後に、今回の規則改正の施行期日につきましては、令和4年11月1日でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。

教育委員

おそらく時代の流れでこのようになっていくんでしょうけれども、自分たちの身近な問題で、教育委員会の議事録で署名を廃止するとなっているのですが、確認をしたというのはどのように確認したという形になるのか教えていただきたいです。

教育総務課長

今回署名要件を廃止した後の確認方法の具体的な方法ですが、今のやり方としましては、書面を署名委員の方にお渡しして、書面の形で御確認いただいて、特に中身に問題なければ、署名によって確認したという証を残していただくという形を取っております。今回、その署名要件を廃止することによってどういうふうに確認するかですが、先

ほど時代の流れというところをおっしゃっていただいたのですが、現状としましては、メールなどが一般的に普及されている状況にございますので、電子データの形でお渡しさせていただいて、確認したという返答については、例えばメールでお返しいただくと。メールについては、大体皆さん個人のメールアドレスを所有されており、第三者がなりすまして返答するというのは、実際の可能性としては低いというふうに認識しております。確認委員が間違いなく確認したという保障は一定なされるものでございますので、電子データでのやり取りをすることによって効率的に確認作業を行わせていただくというふうに考えております。

教育委員

内容によるものではないのですが、私もそういうふうにこれからスムーズに行えればよいなと思っております。ただ、今回議案によるものが、報告になった理由をもう少し教えていただけたらと思います。

教育総務課長

今回臨時代理させていただいた主な理由についてでございますが、規則改正を行うに当たりまして、来年度の保育所等の入所申請の書類を配布する時期が直近に迫っておりました。本来でありましたならば、前もって議決事項として上げさせていただく予定ではあったんですが、内部的な事務処理の遅れもございまして、今回時間的余裕がないということで、臨時代理させていただいたものでございます。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、報告内容のとおり承認するものいたします。

それでは、第15号報告「行政手続等における押印等の見直しに伴う関係教育委員会規程の整備に関する訓令の臨時代理について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

それでは、第15号報告「行政手続等における押印等の見直しに伴う関係教育委員会規程の整備に関する訓令の臨時代理について」、御説明申し上げます。

本案件は、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第12号の規定に該当するため、本来でありましたならば、教育委員会の議決を経る必要があったものでございます。しかしながら、先ほどの第14号

報告と同様、関係事務の日程の関係上、教育委員会の議決を経るための時間的余裕がございませんでしたので、教育長が本案件に係る事務を臨時に代理し、今回その報告をさせていただくものでございます。

それでは、臨時代理した規程の改正について、御説明申し上げます。
議案資料の55ページをお開きください。

はじめに55ページに掲載いたしておりますのが、今回臨時代理いたしました規程改正の改め文でございます。

次に、議案資料56ページをお開きください。

今回の規程改正の理由につきましては、先ほどの第14号報告と同じく、教育委員会所管事務に係る行政手続等における押印等の見直しに伴い、関係する教育委員会規程を改正したものでございます。改正の概要につきましては、2本の関係教育委員会規定を一括して改正し、各種様式につきましては、押印を必要としていたものを今後不要としたものでございます。

具体的な改正の内容につきましては、57ページ以降に掲載いたしております新旧対照表を御参考願います。

最後に、施行期日は、令和4年11月1日でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようでございますので、報告内容のとおり承認するものいたします。

教育長

それでは、第29号議案「令和4年度教育費補正予算(11月補正)(案)について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

それでは、第29号議案「令和4年度教育費補正予算(11月補正)(案)について」、御説明申し上げます。本案件における教育予算の補正予算は、11月28日に開かれます町議会11月臨時会議に提出予定のものであり、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第13号の「教育予算、条例の制定改廃その他議会の議決を経るべき事件の議案の意見聴取について回答すること。」の規定に該当するため、議会への提出前に教育委員会の議決を求めるものでございます。

定のものであり、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第13号の規定に該当するため、議会への提出前に教育委員会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案資料の66ページをお開きください。

はじめに、歳入でございます。教育費国庫補助金、学校施設整備費補助金、学校保健特別対策事業費補助金62万5000円につきましては、学校における新型コロナウイルス感染症対策支援に係る補助金の交付決定を受けたことにより、補正するものでございます。

次に、議案資料の67ページを御覧ください。

続きまして、歳出でございます。一番上から順次申し上げます。まず、教育センター費、教育センター管理運営事業の光熱水費25万円につきましては、電気使用量の増加及び電気料金の上昇により増額するものでございます。

次に、その下、学校管理費、小学校費、学校管理事業の燃料費8万円及びその下の行、光熱水費1,850万円につきましては、電気・ガス使用量の増加及び各種料金の上昇により増額するものでございます。その下の行の通信運搬費15万円につきましては、電話使用の増加により増額するものでございます。その下の小学校施設改善事業施策分の工事請負費937万6,000円につきましては、第一小学校の高架水槽の改修工事を実施することにより増額するものでございます。

次に、学校管理費（中学校費）、学校管理事業の光熱水費880万円につきましては、電気・ガス使用量の増加及び各種料金の上昇により増額するものでございます。その下の通信運搬費25万円につきましては、電話使用の増加により増額するものでございます。その下の給食事業の燃料費50万円につきましては、ガス使用量の増加及びガス料金の上昇により増額するものでございます。その下の中学校施設改善事業（施策分）の工事請負費827万3000円につきましては、第二中学校の高架水槽の改修工事を実施することにより増額するものでございます。次に、幼稚園費、幼稚園管理運営事業の諸手当9,000円につきましては、期末手当の支給対象となる会計年度任用職員の増により増額するものでございます。次に、スポーツ推進費、スポー

ツ施設管理貸出事業の光熱水費117万1,000円につきましては、電気使用量の増加及び電気料金の上昇により増額するものでございます。

続いて、議案資料68ページをお開きください。

債務負担行為でございます。今回7件の債務負担行為を設定しております。それぞれの設定理由としましては、令和5年度当初から直ちに業務を開始できるよう、本年度中に入札等を行い、契約を締結する必要があるため、又は本年度から複数年度の履行期間で契約を締結する必要があるためでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員

電気、ガス。これは、もう今物価高と言いますか、インフレで上がってきてるっていうのは、もうどこの社会も同じことだと思うんですけども、使用量が上がってるっていうのはちょっと私忘れてしまっているのですけれども、一般的にはコロナ禍で、去年はそういうものが公共の場というのは使用が落ちて、減ってたのかなという記憶があるのですけれども、それがちょっと正しいかどうか分からないんです、使用量そのものが。それから、それで今回予算が補正予算で要求されるということは、昨年に対して増えてきているということで増額になっているのか、そうではなくて、他の要因でなってるのかっていうのを教えていただければと思います。

教育総務課長

今回の光熱水費等の増額補正の主な要因についてでございますが、大きく2つとして、使用量、使った量の増加と、あと料金そのものの上昇ということで挙げさせていただきました。このうち、主な増額理由としましては、先ほど委員御指摘いただきましたとおり、やはり近年の物価高騰による料金そのものの上昇が大きな要因となっております。やはり、ここ二、三年を見ましても、1単価当たりの電気代なり、ガス代なり、昨年度、一昨年と比べると、1.2、3倍といったペースで増えているというのがありますので、大きな増加要因はそちらにあるというふうに理解いたしております。ただ、その一方で、ここ二、

三年の推移を見た場合、必ずしも全ての月において増加しているということはないんですが、やはり月によっては前年、前々年と比べれば、一定使用量、使った量が上がっている月もございます。こちらの要因につきましては、ここ近年、コロナ対応で、例えば電気代でいいますと、換気しながら空調を使っているといった事情もございますが、コロナ禍の状況下で、数年のスパンで使用量が増加している要因というのは、教育委員会としましてつぶさに現状把握というのは追い求められてない部分もあるのですが、ただやはり考えられる理由としましては、一定コロナ対応を進める中で、それを徹底する中で、一定上昇している部分はあるのではないかとこのように理解いたしております。

教育委員

3点質問させていただきます。

まず1点目は、感染対策支援事業に係る特定財源なのですが、配分のこの歳出のところは、幼稚園が0になっています。そこは0でいいのかお聞きしたいです。

教育総務課長

まず1点目の歳入の充当先に関するお尋ねでございます。今回の学校保健特別対策事業費補助金につきましては、小学校と中学校における感染対策事業に関わる補助金となっております。幼稚園は含んでおりませんので、歳出の表におけるこの国庫支出金の充当先として幼稚園費は入ってはおりません。

教育委員

2点目は、資料67ページの通信運搬費の電話のところなのですが、電気やガスの高騰というのは分かるのですが、電話は使用料というふうに書いてありまして、その中の括弧書きのところには、使用量の増加による増加と。ですので、電話代の料金の上昇による増額ではないので、電話の使用量だけでこんなになったのは、どういう意味合いがあって増加されたのかお聞きしたいです。

3点目は、資料68ページの債務負担行為の「町立幼稚園等バス運行管理業務委託」の内容を詳しく知りたいです。

教育総務課長

2点いただきました御質問のうち、1点目の御質問について当課から御説明いたします。電話使用料の増額の主な理由に関するお尋ねでございます。こちらにつきましても、教育委員会としまして、具体的な理由把握、理由の調査というのはしておりませんが、ただ、こちらが考える主な要因としましては、やはりこれも、コロナ禍の中でコロ

ナに感染したり、濃厚接触になったりを通して、児童・生徒の欠席連絡を、保護者から来るものについては電話使用料は掛からないのですが、それに付随する御家庭への連絡の機会というのが一定増えているのが要因の一つであろうというふうには推定しております。

子育て支援課長 町立幼稚園等バス運行管理業務委託の内容でございますけれども、幼稚園バスの運転の業務の委託並びにそれに伴って必要な車両の点検等ということでございます。

教育委員 先ほどの回答のところなのですが、電話の使用料は推定されるという内容だったのですが、元々の15万円、これは、小学校、中学校から上がってくるのでしょうか。

教育総務課長 増額の積算についてでございますが、こちらにつきましては、事務局の方で今年度の実績を踏まえまして、あとはここ一、二年前の実績等を踏まえまして、今年度1年間の見込額、決算の見込額を算出した場合のその差額分の増額、これだけ増額しなければ年度末には予算が足りなくなるだろうという見込みを立てた上で、補正させていただくものでございます。ですので、それらの積算等については、全て事務局の方で行っているものでございます。

教育委員 とても初歩的なことをお聞きしたいのですが、予算立てするとき、例えば今年度で来年度の予算を組むときというのは、支出負担があるであろう、その見込みというのは、今年度の単年度の実績を基にされているということでしょうか。もしそうであれば、例えば去年はコロナのことでとても少なかったから、今年はそれ以上に大きくなったので、去年実績に比べて大きくなったから補正で増額しなければいけないというふうには理由がつくと思うのですが、そこをお聞かせいただきたいです。

教育総務課長 一般的な予算の立て方に関するお尋ねでございます。先ほど委員御指摘いただきましたとおり、特に光熱水費、電話使用料については、やはりここ二、三年の状況を見ますと、コロナ禍による原因によりまして上昇傾向にございます。特に、コロナ禍以前の状況でしたら、大体過去二、三年の実績を見まして、その平均を取れば過大な予算にならずに適切な予算立てというのが図られたところでございますが、やはりこの最近の状況としまして右肩上がりという状況でございます

